

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
348	H15.4.13	86	日本ダイオネクス㈱ 上久木田 務	<p>&lt;イオンクロマトグラフ(陽イオン類)による一斉分析法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【別紙1】p25の試薬の項で、「精製水」と書かれています。市販の精製水では実際の分析はできないため、比抵抗18MΩ以上のイオン交換水、または純水と書かれている方がよいと思います。</li> <li>・【別紙1】p25の溶解液の項で、サプレッサ型では塩酸とジアミノプロピオン酸のみの記述となっていますが、現在ではメタンスルホン酸を使用されている所が多いので、「0.02 mol/L メタンスルホン酸」も併記していたらよいと考えます。</li> <li>・【別紙1】p25の除去液の項で、現在では水酸化バリウムを使用する条件はほとんどないため、できれば水酸化テトラメチルアンモニウム、または水酸化テトラブチルアンモニウムの併記をお願いいたします。</li> <li>・【別紙1】p25の試料導入部の項で、「サンプルループ容量50ないし200μl」となっていますが、低い方の値は10μlでも十分です。</li> <li>・【別紙1】p25の分離カラムの項で、「内径2ないし4.6mm」と記載されていますが、できれば「内径2ないし5mm」と変更できないでしょうか。弊社で販売しているカラムで、水質分析用の高分離能カラムの内径が5mmとなっています。</li> </ul>
349				<p>はじめに 「上水試験方法 2001年版」が一昨年8年ぶりに、日本水道協会のもとで改訂されたところです。その改訂に伴ない新規に採用されました“連続流れ分析法”(吸光度法による一斉分析装置)は、飲料水の分析目的として本年3月末現在に於いて、既に90施設(添付ファイル1, 3ページ)に導入されており、現在に至るまで全て問題なく安全に稼働しており現場における十分なご満足とご評価をいただいております。しかしこの度の【水質基準の見直し等】について(案)/平成15年3月【以下(案)とする】について、多くのユーザー様からつい先般購入したばかりの装置が活用できなくなるのご心配や、購入を検討されているお客様からも同様に多くのお問い合わせを戴きましたので、ここに弊社と致しまして謹んで意見募集に参加させて頂いた次第であります。</p>
350	H15.4.13	87	プラン・ルーベ(株) 荃村	<p>1. 吸光度法の排除について      現行の水質基準に関する省令に於いて、検査方法として吸光度法は【シアン】、【亜硝酸性窒素】、【硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素】、【フッ素】、【陰イオン界面活性剤】、【フェノール類】の6項目に採用されております。しかしこの度の(案)ではシアンについてのみ3年間の暫定使用期間が設けられてはいるものの、上記6項目全て排除されていることについて【水質検査法/基本的考え方/(1)~(7)項の原則】【以下(原則)とする】を踏まえつつ、一斉分析/吸光度法として再考頂きますよう以下提案の理由を述べさせていただきます。</p> <p>19世紀の初頭に「ランバート・ベールの法則」が提唱され、この2世紀にわたり吸光度法に基づく手法は試薬の開発、比色計をはじめとする分光ディテクターの開発にささげられ、その応用範囲は拡大を続けてまいりました。一方化学分析の自動化は1957年に世界で始めて“連続流れ分析法”に立脚した自動化学分析装置が発明されやがて半世紀が経過しようとしています。ご存知のように、ここ数年はコンピュータハードウェア、ソフトウェアの進歩はめざましく、安価でなおかつ性能、機能の進歩と相俟って、比色分析装置にコンピュータを組み込むことにより、比色分析法と言えども分析精度の向上、感度の向上、データの信頼度向上、精度管理技法の充実等、現在に於いても日々確実に前進しております。そのあたりを以下ご説明させて頂き、2世紀にも及ぶ人類の慣れ親しんできた学術文化の遺産、吸光度法の到達レベルの一端を紹介させて頂きます。</p> <p>2. 飲料水の吸光度法による一斉自動分析装置(シアン、フェノール類、陰イオン界面活性剤;処理速度20サンプル/時)は前段でもご紹介したように、既に90施設の現場に於いて稼働しております。以下シアン、フェノール類、陰イオン界面活性剤の順序で仕様と性能等につきまして紹介させて頂きます。</p> <p>① まずシアンにつきましてはフリーシアンをクロロミンTで塩化シアンに変換し、既存の塩化シアンとの合計値として一斉分析/吸光度法による測定結果を報告しております。同時再現性精度は基準値の1/100に於いてもCV=4.1%を確認しております。(添付ファイル2, 1ページ)またフリーシアンと塩化シアンとの分別定量測定が必要であれば、クロロミンT試薬を純水に変更することにより分別定量測定は可能であります。</p> <p>② 次にフェノール類については、サンプルの蒸留処理を行い、その後クロロホルム等有機溶剤は一切使用せず、4-AAとの反応色素をセル長50mmの高感度フローセルを用い一斉分析/吸光度法による測定結果同時再現性精度は基準値の1/10に於いてCV=6.2%を確認しております。</p> <p>(添付ファイル3, 1ページ)素朴な疑問ですが、浄水場には塩素処理でなくオゾン処理施設もございませうか? そのような施設でも(案)に示されている2つの検査法について各々5種類の塩化フェノールごとの検量線が必要なのではないでしょうか? そのような施設はフェノール単独の検量線では駄目なのではないでしょうか?</p> <p>③ また陰イオン界面活性剤につきましては、メチレンブルー法による抽出及び廃液回収の工程を密閉系設計とすることにより、検査担当者はクロロホルム試薬瓶の開栓と廃液瓶の交換時に僅かな暴露を受けるであらうかと考えられます。そのクロロホルムも1サンプル当りの使用量は5mlにまで削減されており、同時再現性精度も基準値の1/100に於いてもCV=2.0%を確認しております。(添付ファイル4, 1ページ)現在(原則)(4)項「ベンゼン」などの有害物質</p> <p>以上が仕様と性能についての概要であります。シアン、フェノール類については一斉分析/吸光度法として上記(原則)に抵触するところはなく、むしろ(原則)(6)項に適用ものと考えます。また陰イオン界面活性剤につきましては、今回の(案)は提案されているいずれの検査法もLAS(直鎖アルキルサルフォネート)のみを検査するもので非直鎖サルフォネートは測定できません。このことは別添の経済産業省鉱工業動態統計室の資料(添付ファイル6, 2ページ)に基づき、例えば陰イオン界面活性剤の2001年販売量から統計的視点に立って推計すれば60%以上が補足されない可能性のある陰イオン界面活性剤を改めLASと言う検査項目名に変更されるのであれば別問題ですが、水道水の陰イオン界面活性剤の基準値を担保していると利用者に説明することは無理があるように思います。その一対応策として、メチレンブルー法による一斉分析/吸光度法は同時に“公定検査法と同等以上の検査法”の認定制度のご議論もなされてまいりましたので、その体制確立スケジュールに連動して暫定猶予期間を設ける形ででも残留させる必要があるものと考えます。</p> <p>以上の見解を踏まえまして、シアン、フェノール類、陰イオン界面活性剤の一斉分析/吸光度法は現状に於いても自動化法の一翼を担う公定法として水道行政を補完しており、今後についても十分に貢献できる</p>

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
351	H15.4.13	87	ブラン・ルーベ(株) 埜村	<p>2. 上記6項目の一斉分析/吸光度法によるバックデータについて 「上水試験方法 2001年版」に自動化法として「連続流れ分析法」が採用される根拠となったバックデータを提出します。(添付ファイル 7、39ページ)</p> <p>3. 吸光度法による高感度測定技術について 現行上記6項目の吸光度法が全て排除されることに関しまして、それらは水道水(及び原水等)をサンプルとする検査法として、どのような方法論的欠陥なり限界が存在するのかについて議事録で拝見する限り十分な指摘が無かったように思われました。過去2世紀の時間をかけ築き上げてきた人類の比色法の遺産を当改訂に向けて精査、取捨選択の為に十分な時間を確保していただきたかったと感じています。比色法でも自動分析装置とコンピュータを接合することにより、例えば金属関係の分析に於いても、ICPレベルの感度を確保することが可能であることを、事例をもってご紹介させていただきます。(添付ファイル 8、1ページ)・・・各種測定項目の定量下限値表 (添付ファイル 9、5ページ)・・・琵琶湖に於けるバナジウム(IV、V)の分離定量</p> <p>4. 連続流れ分析法はISOメソッドとしても認定されています。 今回の見直しは、WHOの見直しがきっかけであると理解しています。国際間に於けるデータのトレーサビリティの立場からも、連続流れ分析法は一分析技法として既にISOメソッドの認定を受けています。シアン、フェノール類、陰イオン界面活性剤(MBAS)についてのドキュメントの表紙のみですが提出致します。尚ご要望があれば全ドキュメントを提出させていただきます。(添付ファイル10、3ページ)</p> <p>5. 連続流れ分析法とデータの信頼度管理、精度管理について 連続流れ分析法を自動分析装置として機能させるには、高度なコンピュータソフトウェアが不可欠な要素であります。そこに於いてソフトウェアは装置の機械動作、電気信号及び試薬/サンプル間の反応工程の状況を全て監視しており、結果として一サンプル毎のデータの信頼性を「ピークモニター」と言うパターン認識ソフトを介し確認/立証しております。(各サンプル毎に、分析工程異常の有無を、連続的に波形状としてモニターしています) 更に、精度管理用サンプルを用意することにより、当該測定バッチ(一回ごとの測定開始から終了までのサンプルの一塊)ごとの変動(CV%)状況を自動的に把握することも容易なことであり、毎測定ごとの測定精度の把握とその管理は連続流れ分析法の採用により初めて可能となります。(添付ファイル11、2ページ) 例えば、ELISA法を例に挙げて恐縮ですが、検査の供された一テストチューブから得られた測定結果の信頼性はどのような裏付けに基づいて担保されるのでしょうか? (例えば、酵素試薬の安定性の確認(?)や、各テストチューブごとのモノクロナール抗体の安定性/均一性の確認(?))</p>
352	H15.4.13	88	有田 一彦	<p>原水の水質基準について 水質基準の範囲として、浄水処理したもの(給水栓水質)だけで良いのか (案)の「基本的考え方」では、水道法第四条の規定から水質基準は「原水について適用されるものではない」とされています。本当でしょうか。それで充分なのでしょうか。第四条でいう「水道により供給される水」が給水栓等から出てくる水のことだとすると、水質基準はたしかに原水についてのもではありません。しかし、「水源及び水道施設並びにこれら周辺の清潔保持並びに水の適性かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない」とする水道法第二条の規定から考えると、水道法において原水の水質基準を設定することが必ずしも排除されているわけではないはずです。後述するように、農業やクリプトスポリジウムの汚染のように、原水に関する水質基準を設けなければ給水栓の水質に重大な支障がある場合もあり、給水栓の水質基準で対処するよりも原水基準を設けて対処の方が合理的ではないでしょうか。今回の(案)でも、議論されている食品衛生分野の危害分析・重要管理計画(HACCP)の考え方では、原料から製品までを包括的に対象とします。水道水質でいえば原水から給水までを対象とすることになります。実際、米国サンフランシスコ市水道局ではクリプトスポリジウム対策において、このHACCPの考え方を採用し、水源地域の家畜放牧に一定の制限を設け牛馬の糞便由来の汚染を食い止めようとしています(文献1)。 また、欧米の水道機関では水源貯水池などに水質基準を設定して管理運営しているところは決して少なくありません。むしろ、欧米では、いろいろな規制を設けて水源保護のために尽力しているという方検討・改善の余地ありというべきところでしょう。給水栓の水質をより良いものにしていくためには、原水の水質基準や水源環境の保全規定を制定していくべきであるというのが私の意見です。今回の(案)に組み込むことは時間的にも内容的にも無理かもしれませんが、今後の検討の中でこの点について鋭意検討してほしいものです。</p>
353				<p>消えた農業基準 今回の(案)では現行基準にある農業のシマジン、テラウム、テオベンカルブ、1,3-ジクロロプロペンが「維持する必要はなし」とされています。(案)では「水質基準への分類要件に適合する農業については、個別に水質基準を設定する」としておきながら、現行の農業は「適合しない」と判断したのかもしれませんが、しかし、これには疑義があります。(案)でも指摘されているように、農業は対象とする病害虫や散布地域、または病害虫の発生時期に応じて散布される時期も限定されますが、使用される農業とその汚染の程度は個々の地域間で大きな隔りがあると考えるのが妥当です。したがって、農業汚染は個々の水道事業者の水源後背地の土地利用形態や産業状況で判断すべきものであり、全国網羅的な水質基準からすべてを排除してしまうと、農業汚染が発生し得る地域とそこで汚染による問題を排除しかねません。問題となる農業については、予め水質基準項目にいくつか掲げておき、地域特性において取捨選択できるような枠組みを作っておくことはできない相談なのではないでしょうか。 また、農業については原水基準を設けて対応してほしい、というのが私の率直な意見です。給水水質対応の「出たとこ勝負」の基準ではなく、農業の使用状況と水源地域の汚染との関係を考慮して、それぞれの水道事業者で原水基準を設けて対処する方が、より安全度の高い給水水質を得ることができるものと期待されるからです。いずれにしても、このままでは農業汚染に関しては水質基準項目から排除されたことになり、水道事業者での関心が薄れてしまうことを私は危惧します。</p>

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
354	H15.4.13	88	有田 一彦	<p>クリプトスポリジウム評価の誤り 最も深刻な被害者集団を無視するのは誤った対応 今回の水質基準(案)において、クリプトスポリジウムは組み込まれませんでした。その理由について、「極めて多量の試料水を用いて検出されないことを確認することが求められていること、また、クリプトスポリジウム等の検出方法に未だ問題点が残っていること」から、現実的ではないと指摘されています。指摘されている点は理解できますが、塩素消毒に耐性のあるクリプトスポリジウム問題を放置したままで良いのでしょうか。給水栓での水質基準で対応が難しいのなら、汚染の可能性の高い地域を限定して原水基準を設けるか、あるいは定期的なモニタリングを義務付けるなどの措置がとられるべきではないでしょうか。</p> <p>今回の(案)では健康人への影響しか考慮されていません。これは誤った対応であり、深刻な被害を受ける人々を差別するようなものです。1993年の米国ミルウォーキーでの感染被害において、健康者の死者は数人でしたが、免疫系に問題のある人たちの死亡者数は約100～120人でした(ミルウォーキー衛生局等での聞き取り調査による)。つまり、死亡を含む重篤な影響を受けたのは健康人ではなく、HIV/エイズ患者をはじめとした免疫疾患を持つ人々や、ガンなどの化学療法を受けている人々、あるいは大きな手術の後で身体の免疫状態が著しく低下した人たちだったのです。最も深刻な被害を受ける集団の健康や生命を守ることを第一に考えないような(案)の考え方は、問題解決とはなりません。旧厚生省の「クリプトスポリジウム暫定対策指針」においても、免疫疾患をもつ集団への配慮が欠落していました。そのことを私らが当時の水道水質管理室長に指摘したところ、旧厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長名で「水道水中のクリプトスポリジウムによるエイズ患者等の感染防止対策について」(健医発第9号 1997年8月28日付け)という通知が出ています。HIV/エイズ患者らに対して、「飲み水については、煮沸したものを飲むことが最も良い方法です」ということを医療機関等に周知させるようにとの内容でしたが、おそらくはじめて国が水道水の煮沸の必要性を提示したものであったと私は理解しています。</p> <p>そういった経緯があるにもかかわらず、今になってもクリプトスポリジウム対策の対象として健康者しか考慮していないのはいったい何故なのでしょう。クリプトスポリジウム汚染は、比較的病原体がカウントしやすいため、原水レベルにおいて検査する方が検出しやすく、原水基準を設けて対応するのがベターです。また、原水においてクリプトスポリジウム汚染が判明した場合、消費者にもその情報をきちんと公開していくことも必要で、実際、今回の(案)において微生物に係る基準の担当主査である遠藤卓郎氏(国立感染症研究所)は、「たとえ原水であっても国民に知らせるのが当然」との見解でした(1997年9月17日 テレビ朝日「サンデープロジェクト」番組での取材)。</p> <p>しかし、今回のクリプトスポリジウムに関する検討内容には原水の水質検査についての話はありません。既に世界各国や日本でもクリプトスポリジウムの集団感染が発生したことを考慮するならば、不幸にも汚染が給水系に広がってしまった時のことを想定することが重要です。</p> <p>その場合、緊急対策として「なま水を飲まないこと」等の警告を提示できるシステムの整備も必要で、とくに被害が深刻な集団に対する警告は欠かせません。水質基準としての兼ね合いで検討しておく必要もあるはずですが、クリプトスポリジウム汚染に対しては、まず、健康者ではなく最も被害の影響が深刻となる集団の健康を第一にした基準策定が必要であること。</p> <p>2番目に、原水の水質基準を設けるか、あるいは水源地域の土地利用規制が監視システムを策定する必要があること。</p> <p>3番目として、「なま水警報」等のシステム作りと水質基準との関係が必要であることを強く指摘しておきます。</p>
355				<p>基準項目の評価の問題点 基準項目の評価にざっと目を通してみると、一見科学的なアプローチを採用しているかのように見えて、実はかなり作作的なことをやっているものが散見しました。全項目について意見を述べるのは別の機会に回しますが、とくに気になったものをいくつか示します。まずトリハロメタンのクロロホルム。TDIを求める計算過程はWHOのガイドラインで採用されたものと同じになっていますが、TDIに対する飲料水の寄与率を20%にしているのが、(案)では0.06mg/Lと計算されています。一方、WHOは寄与率50%、体重60kgを採用し、評価計算値は0.2mg/Lとなっています。どちらも同じ仮定を用い、計算過程も同一であるにもかかわらず、0.06mg/Lと0.2mg/Lというように基準値が大きく異なるのは、TDIに対する飲料水の寄与率の数値の選択による違いが大きく影響しています。</p> <p>WHOの評価における寄与率50%は無前提的に決めたわけではありません。クロロホルムが発ガン性物質であることを考慮し、ビーグル犬での7.5年にわたる毒性試験結果と照らし合わせた上、TDIを求める計算で飲料水の寄与率に50%を採用しています(文献3)。しかるに日本の(案)では無前提に寄与率を20%に設定しています。これには何か特別な意味があるのでしょうか。1992年当時に提出した0.06mg/Lという基準値にツツマを合わせるためではないかという勘ぐりもできますが、真相は私にはわかりません。基準値は低ければ低い方が良いという考え方を採用するならば、(案)の評価値に算出された0.06mg/Lは歓迎しなければならぬところですが、でも、それでは水質基準の科学的根拠についての曖昧さと不信感を残してしまいます。評価値を低く算出することで、あまり危険性のない水質項目に対する消費者の不安を煽り、水質検査の拡充や民間委託への試験内容の拡充などの便宜供与を図っているのではないことを強く願う次第です。次に鉛。鉛の水質基準は2003年4月1日から0.01mg/Lに変わりました。やっと国際的にみて厳格なレベルになったという意味で歓迎できるものですが、評価値の説明箇所には違和感があります。鉛の評価における説明は、既に前回の基準改定の1992年でも明らかにしていたWHOの説明と全く同じであり、当時はその説明を使わず、日本の鉛管などの敷設状況などを考慮して基準値が決められていました。</p> <p>今回の基準でやっとならば国際水準になったとはいえ、基準値が科学的根拠ではなく、別の事情で決められていること、あるいは1992年から2002年まで鉛の危険性が放置されてきた「失われた10年」の責任について、全く不問にしたままであることに改めて不信感を持たざるを得ません。</p> <p>pHについても一言。今回の(案)でも相変わらず、5.8～8.6という基準のままとなっています。この幅広いpH範囲は、科学的根拠ではなく全国各地の水道事業体の実態に基づくものだという指摘は以前からなされてきた。私自身もpH基準は「基準というものは名ばかりの免罪符」と主張してきたところ(文献5)。</p> <p>金属の腐食などを防止するという目的を掲げるのであれば、真摯に評価検討を行い、妥当な基準値を策定すべきではないでしょうか。いずれにしても、水質基準項目の基準値設定には必ずしも科学的根拠に基づいた何か別の要因が含まれていることが明らかです。</p> <p>「人の健康に対する悪影響を生じさせない」とか「生活利用上の障害をきたさない」という建前論ではなく、基準値が規制値なのか目標値なのか、あるいは勧告値なのか、明確な定義を設けて曖昧さを排除し、科学的観点から理路整然とした評価を行って設定されることを願って止みません。</p>

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
356	H15.4.13	88	有田 一彦	<p>民営化のための水質基準とその問題点</p> <p>今回の(案)は2002年7月24日付けの厚生労働大臣の諮問の第三番目に「公益法人に対する行政関与の在り方の改革実施計画に対応するための水質検査機関等の登録制度化」に基づいた検討がなされています。これは水質検査の民営化に関するものだと推察されます。水道事業の民営化議論は横に置くとしても、水質検査を民間に委託することについては、いろいろ問題があることを指摘しておきます。まず、水質試験に関する責任問題。(案)では、水質試験の精度や信頼性、あるいはサンプリングなどについて検討が加えられています。単に作業だけの委託であれば話は簡単ですが、水道法第四条に規定する水質検査は水道事業の品質検査ですから、データの精度や信頼性はもちろん、その遂行に当たっての倫理規定についても問われてくるのではないのでしょうか。つまり、試験結果の捏造や改変に関するペナルティや罰則などの予防措置、水質検査に関する守秘義務の履行措置も必要になってくるはずで、基準項目水質基準を民間委託できる形に体裁を整えただけでは、それらの責任問題が曖昧になってしまいます。次に情報公開について。現在、水質検査の結果が消費者に十分に公開されているとは言えない状況です。水質検査の結果を冊子等にして図書館などで公開している水道事業者があることは知っていますが、それは一部の事業者のみ。水質検査は国に報告するために実施しているのだから、市民に公開するために行っているのではない(概意)と主張する某水道企業管理者もいるのが実情で、全国を見回してみると非公開の態度をとる事業者が多いのではないのでしょうか。そのような状況下で、水質検査の民間委託が推進されると、今でさえ不十分な水質検査の実態が余計に消費者から見えなくなってしまいます。つまり、水質試験結果の民営化が水質データの制度的隠蔽に繋がりがねません。そうならないためには、消費者へ検査結果を情報公開するような制度的枠組みが必要です。水質検査の民間委託に際しては、試験遂行の責任の明確化や、情報公開制度を是非検討されるように強く望みます。</p> <p>(文献)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. San Francisco Public Utilities Commission 資料 "HACCP -based Program to control Cryptosporidium and other waterborne pathogens in the Alameda Watershed" 1997</li> <li>2. San Francisco Public Utilities Commission "Alameda Creek Watershed Grazing Resources Management Plan" July 1997</li> <li>3. WHO "Guidelines for drinking-water quality 2nd edition Addendum to Volume 2" 1998</li> <li>4. 萩原耕一編著「水質衛生学」光生館 1985</li> <li>5. 有田 一彦「あぶない水道水」三一書房 1996</li> </ol>
357	H15.4.13	89	樋口 慶郎 エフ・アイ・エー機器株式会社	<p>本案では、いわゆる機器分析以外の「吸光度法」が大幅に削除されているように拝見しました。吸光度法は大型で高価な装置を使うことなく分析することが可能で、実際の分析業務を行っている特に小規模な現場でも日常的に遂行が可能な方法です。公定検査法の要件を満たす方法である分析項目については、吸光度法も可能な限り選択できるようにするべきではないでしょうか。</p> <p>最新の上水試験方法(2001年版)では吸光度法は記載されています。その分析原理に基づく連続流れ分析法も最新版では無機イオンを中心に、10項目に新たに採用されて、選択の可能性が発生しました。ICのように一斉分析という観点では、その機能はありませんが精度、検出限界など公定検査法の要件は満たしているように思います。</p> <p>以上、ご検討頂ければ幸いです。</p>
358	H15.4.13	90	栄研器材株式会社 開発本部 柳沼健史	<p>さて「水質基準の見直し等について(案) X1. 今後の課題、別紙3. 水質検査法(案) 2. 個別分析法 基01. 一般細菌の項 標準寒天培地法(一)培地 標準寒天培地の内容について私見を論べさせていただきます。</p> <p>「水質基準の見直し等について(案) X1. 今後の課題、別紙3. 水質検査法(案) 2. 個別分析法 基01. 一般細菌の項 標準寒天培地法(一)培地 標準寒天培地は、「ペプトン(カゼインのバンクレアチン水解物)5g、粉末酵母エキス2.5g、ブドウ糖1g及び粉末寒天15gを精製水約900mLに加熱溶解させ、滅菌後のpH値が6.8ないし7.2となるように調整した後、精製水を加えて1Lとし、高圧蒸気滅菌したもの」とされ、培地成分(1Lあたり)に精製水を加えて全量を1Lとするようになっています。これに対して2001年版および1993年上水試験法(*1)、乳および乳製品の成分規格に関する省令(*2)、衛生試験法・注解(*3)また各培地メーカーの標準寒天培地の調製法は、2001年版および1993年上水試験法(*1)と同様の調製法が記載され、培地成分(1Lあたり)に精製水1Lを加えるようになっております。以上のことより標準寒天培地の調製法は、2001年版上水試験法と同じ調製法が良いと考えます。*1: 2001年版および1993年上水試験法の標準寒天培地 ペプトン5.0g、ブドウ糖1.0g、粉末酵母エキス2.5g、粉末寒天15gを精製水1Lに加熱溶解し、滅菌後のpH値が7.0±0.11になるようにpH調整した後、121°Cで15分間高圧蒸気滅菌する。*2: 乳および乳製品の成分規格に関する省令(二)牛乳、特別牛乳、殺菌ヤギ乳、部分脱脂粉乳、脱脂粉乳および加工乳の成分規格並びに製造および保存の方法の基準(1)牛乳をはじめとする成分規格に細菌数の規定があり、標準培養基として、ペプトン5g、酵母エキス2.5g、ブドウ糖1gおよび寒天15gを精製水1,000mLに合して加熱して溶解し、高圧滅菌する(滅菌後のpHは7.0から7.2までとする。)*3: 衛生試験法・注解(2000年版)では酵母エキス2.5g、ペプトン5g、グルコース1g、寒天15g、精製水1L、pH6.8〜7.2。食品衛生検査指針(1990年版)では、標準寒天培地の調製法詳細な記載なし。</p>
359	H15.4.13	91	京都府営水道事務所勤務 近藤 博文	<p>1. 2-MIB及びジエオスミンについて</p> <p>「水質基準項目ではなく水質管理目標設定項目とする事が適当と思われます。」</p> <p>(理由)</p> <p>今回の基準値設定においては高度処理施設における処理が根拠となっていますが、活性炭注入により対応している事業者も多く、それらの事業者においてはかび臭(物質)発生期には常態的な基準値超過を予想されることから、水質管理目標設定項目として検査優先度の高いものとして当面監視を行うことが現時点では適当と考えられるから。</p>
360				<p>2. 臭素酸イオンについて</p> <p>「水質基準項目ではなく水質管理目標設定項目とする事が適当と思われます。」</p> <p>(理由)</p> <p>臭素酸イオンはイオンクロマトグラフポストカラム(IC-PC)でのみ測定可能であり、IC-PCが不可欠といえますが、高度処理施設を有する事業者以外については導入しているところは少ないものと思われるから。また、現状のIC-PCをもちいても必ずしも基準値の1/10を精度よく測定できるとはいえず、測定方法が確立されているとはいえないと考えられるため。</p>

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
361	H15.4.13	91	京都府営水道事務所勤務 近藤 博文	3 農業について 「101項目のうち使用状況等により選定し測定することとなっているが選定を行う際の基準(ガイドライン)を明らかにしてほしい。」 (理由) 今回の基準(目標)値設定方法においては選定する農業の項目により数値が異なるものと思われます。従って、選定にあたっての何らかの基準(ガイドライン)を明らかにしておくことが必要と思われるため。
362				4 水質検査における精度と信頼性保証について 「水道の水質検査独自の制度(規格)制定のお願い。」 (理由) 委員会の議論の中でもあったようにISO規格そのものが国際間の取引の際の規格を定めるものであり、輸出入が例外的な事例と考えられる水道水に本規格を導入するのは無理があり、水道の水質検査の性質を考慮した何らかの制度(規格)の制定の検討が必要と思われます。
363				5 移行(猶予)期間の設定について 「今回の水質基準の見直しについては平成16年4月の施行を予定されていると聞いていますが新しい基準に移行するための移行(猶予)期間が必要と思われます。」 (理由) 今回の見直しにより追加された新規項目への対応は当然のこと、測定方法の変更が必要な項目も多い事と予想されます。また、それに伴って機器等の導入が必要となることも予想されることから、一定期間の移行(猶予)期間が必要と思われます。
364	H15.4.13	92	神戸市環境保健研究所 環境化学部	地方財政状況を考慮していただきたい。 臭素酸、有機物質(TOC)、シアンについては新規機器の購入が必須である。 従って有機物質、シアンについては5年間は旧の方法でも可としていただけないでしょうか、また、臭素酸については従来のICで測定できるような暫定基準値で対応していただけないでしょうか。
365	H15.4.13	93	社団法人 消費生活相談 員協会 消費者情報研究所 主任研究員 中村文子	1) 水質基準強化の突効性について 水道水質に対する消費者の不安・不信を解消するために、水道法に定められた水質検査の実施体制の強化を要望します。 ・中高層住宅等の高置水槽の問題の解決のために、改正水道法による貯水水槽の水質管理について、対策の強化を要望します。
366				2) 消費者への情報提供等について ・鉛、クリプトสปルジウム等の問題について、消費者啓発のための情報提供を要望します。 ・地域性・効率性・適正な浄水処理・水質検査体制等の問題について、消費者への情報の公開と、消費者の意見を反映させることを要望します。
367	H15.4.13	94	東総広域水道企業団 おいしい水づくり課 課長 名雪 輝直	水道にとりまして、水道利用者へ「より良質で安全な水道水を供給する」ために水道水質基準の見直しが必要であることは十分承知はしております。しかし、今回の水質基準の見直し(案)につきまして、「地域性・効率性を踏まえた水質基準の柔軟な運用」の考え方になっているとのことでありますが、当方のような利根川の最下流や水源水質の悪い地域では地域特性として選択可能な水質項目には限界がありますので、「地域性を踏まえた柔軟な運用ができる」ということについては疑問を感じます。 なお、原水水質の悪い中小規模の水道事業者等にとりましては、財政事情や水質検査職員の確保が困難な現状におきまして、今回の水質基準見直し(案)は水質管理項目の増加となり、非常に厳しい状況になることをご承知頂きたいと存じます。
368	H15.4.13	95	宮崎市水道局 水質管理課 後藤吉明	改正案にある「シアン」、「陰イオン界面活性剤」及び、「フェノール類」の水質検査方法について従来の「吸光光度法」及び「連続流れ分析方法による吸光光度法」をお認め頂けますよう強く要望いたします。理由： 2001年に改訂された(社)日本水道協会「上水試験法」の「連続流れ分析方法」の代表的な装置であるオートアナライザーを採用し使用しております。この分析方法が否認されますと、検査体制や今まで投入してきた経費などが多大な負担になります。現在分析方法がようやく起動に乗り、分析上では基準値に対する要求精度も問題なく、また一斉分析が可能であり迅速に試験対応ができる装置であると思っております。
369	H15.4.13	96	金陵電機株式会社 分析営業部 カストマーサポート課 山下 俊幸	意見「別紙3 水質検査方法案 2.個別分析法 基14 1,4-ジオキサン」にヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法を追加して頂きたいこと。理由：ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法は感度の面において、1,4-ジオキサンの基準値0.05mg/Lの1/10の濃度である「0.005mg/L」を定量下限値とすることが可能です。0.005mg/Lにおけるシグナル・ノイズ比(S/N比)は14.2であり、定量に十分な感度であることは明らかです。さらに基準値0.05mg/Lの1/10の濃度である「0.005mg/L」における変動係数は11.6%(n=7)であり、良好な再現性が得られました。これにより、ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法による1,4-ジオキサンの測定は、水道水質の検査法として感度及び精度に関し設定されている「①原則として基準値の1/10の定量下限が得られること。②基準値の1/10付近の測定において、有機物ではCVが20%以内であること」の条件を満たすことが示されました。 また、0.0005、0.005、0.1、0.5mg/Lの5点検量線における相関係数は0.999と良い直線性が認められました。 他の揮発性有機物質(VOC)と混合しスキャン測定した場合においても、1,4-ジオキサンは充分に分離されました。トータルイオンクロマト(TIC)では、プロモジクロロメタンと1,4-ジオキサンのピークが重なっていますが、マスクロマト表示による確認の結果、明らかに両者は分離されていました。実試料として水道水に1,4-ジオキサンを0.005及び0.005mg/Lとなるように添加し、繰返し測定した結果(n=3)、変動係数は5.5及び5.1%であり標準液と同様に良好な再現性が得られました。以上のことから、ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法による1,4-ジオキサンの測定は、要求される条件を満足できることを確認した上で用いられるならば問題無いと考えられます。「別紙3 水質検査方法案 2.個別分析法 基14 1,4-ジオキサン」にヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法を追加すること」を御願ひ致します。

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
370	H15.4.13	97	高知衛生研究所 金田妙子	1. 地域差、水源差等を考慮し、多様性に対応した基本方針は歓迎です。 適切に項目や頻度を選定できるかが鍵でしょうか、そのために水道事業者が判断しやすい、あるいは行政機関が指導しやすいように、お示しください。 * 伏流水は地下水、河川水の両方の項目を考慮して選定でいいでしょうか。 * 新項目1,3-ジオキサン等の検査頻度について詳細な条件 地下水全てを3年間実施する県、MG汚染がない、あるいは汚染のおそれがないので0~数回の測定で判断する県と、異なってきます。MG汚染がなければ省略可能等全国共通の判断条件は、できるだけ詳細にご指導ください。
371				2. 農業は目標値だけでいいか疑問 目標値とすれば、汚染のおそれがある機関でも検査しないかもしれない。当所では保健所が選定した約10カ所について、行政的に(無料)年1回検査を行ってきました。検出されたイソプロチオラン、メフェナセツ、プロモプテド等は全国的にも検出される項目です。項目の選定が難しければ、総農薬を基準項目とし、検査省略可能で散布時年1回以上とすれば、汚染のおそれがあるすべての機関が検査を受けるようになると思います。
372				3. 試験法に追加等 * ホウ素: 吸光度法追加。十分に精度確保が可能。また、海水の淡水化のみでなく、鉱泉の影響で高い水源例はないのでしょうか？ * pH値: 検体の温度も標準液と同一であることを記載。温度補償=検液の水温補償と思っている機関が多い。 * 水銀: 標準液、サンプルにL-システインを添加して安定化。
373				4. 味の検査について 味の検査に関する全国アンケートの資料を送付します。クリプト、化学物質等汚染の可能性のある水を口に含む検査者のリスクと、飲めない水を供給するののかというジレンマ、官能法という時代に逆行する判定の曖昧さ、全国の検査者は悩んでおります。 精度管理が要求され、GLPに従って当日検査をまもり、時にはクリプト等汚染のおそれがある試料についても、一律に検査しないといけないシステムです。 試験室では様々なトラブルがあります。例えば、私にも成績書ソフトの作成者(検査未経験者)が「外観異常があっても、項目にあれば検査しないといけない」と主張して味の項目省略用(-)を作成してくれなかったことや味検査容器にAsが多量に検出された経験があります。 おそらく、各機関では、新任者がまず担当になり、不安、不満を声に出せない…… 全国アンケートでは、味の検査は「必要でない」と答えた検査者が「必要である」より上回りましたが、検査では、おいしい/おいしくないの識別、口からの臭気は鼻で嗅ぐより高感度であり、塩素イオン濃度も推定して、満足時の希釈率を得ることも可能です。なにより飲料水である以上欠かせない項目だと思います。 そこで、次のように通知等で指導をお願いします。 * 水道事業者自身が味の検査をする。 指定検査機関依頼は、採取時に味、臭気、残留塩素の検査をし、持ち込み時に指定検査機関に提出する。(試験は常温可とする。飲み慣れている者が一番異常に気づきやすい。) これを絶対評価としたら、相対評価を指定検査機関で実施する必要があるかもしれないが、現状ではその物差しがないので意味がない。問題は、緊急時等の検査が必要な時、検査者が識別できるかどうか。一般的に経験のない者は判断が難しいが、事業者が検査した試料を再度確認する、あるいは大人数で検査すればカバーできると思う。 家庭用飲用井戸については、原則として省略する。 * 試験方法 試験法では液温40-50℃、汚染のおそれがあるときには塩素消毒。これに常温(室温)、汚染時煮沸も入れる。(クリプト汚染のおそれは煮沸と厚生労働省から回答を得ています。) 曖昧さについては、順次標準液と濃度を決めていく。塩素イオン濃度から塩味と判定する機関もありましたが、Mg等の濃度に左右されますので必要と思います。
374				5. 総合的指標としてバイオアッセイが必要と考えます。将来的には、原水での魚等の飼育による急性毒性、定期的な魚等を分析した慢性毒性を把握するシステムの開発が望ましいと思います。
375	H15.4.13	98	財団法人 ひょうご環境創造協会	1 吸光度法の取扱いについて 現行の水質基準に関する省令において、検査方法として吸光度法は『鉄』、『シアン』、『硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素』、『フッ素』、『陰イオン界面活性剤』、『フェノール類』の6項目に採用されていますが、この度の「水質基準の見直し等について(案)／平成15年3月」(以下(案)という)では、新規項目の『非イオン界面活性剤』のみに吸光度法が採用されていますが、現行上記6項目からは吸光度法がすべて排除されています。水道水及び原水をサンプルとする検査法として、吸光度法にどのような欠陥なり限界があるのでしょうか。 現行法に問題があり変更するのであれば、やむを得ませんが、そうでないとすると歴史ある分析法を変更する理由を明確にしてもらいた。また、どちらでも良いのであれば、両法を可とすべきであると考えます。実績ある分析法を変更した場合、新法によるトラブルを解消するまでまだまだ時間が必要ではないでしょうか。
376				2 シアンについて 当協会においては、【2001年版 上水試験方法】に従い、吸光度法による連続流れ分析法を既に採用し、順調に稼働しています。測定方法はクロロミンT-ピリジンピラゾンによる吸光度法です。定量下限値も基準値の1/100程度まで、また、時間当たり20サンプルを測定しており、精度面、効率面で大いに効果をあげています。 以下、稼働状況の概略を示します。 1ヶ月の平均サンプル数 800件 精度(基準値/10=1.0ppbにおいて) CV=(2.3~3.3)% なお、(案)において「今後3年のあいだ吸光度法を使用してもよい。」と記載されていますが、当協会業務においてはなんら支障無く、かつ、効率的な方式を3年後には廃止されるということに関しては、再考いただくことを強く要望いたします。 また、リスク管理の面から提言させていただきますが、原水へのシヤンの流入事故は否定できないと思います。そのような事態がもし発生したとしても、吸光度法による連続流れ分析法では、シヤン単独モードに変更すれば時間当たり60サンプルを上回る高速測定も可能であり、リスク管理の一面を補完できる貴重な検査法でもあることを申し添えます。 結論として、各事業所の規模に応じて対処できるよう検査法の種類の検討は柔軟に対処していただきますようお願いいたします。

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
377	H15.4.13	98	財団法人 ひょうご環境創造協会	3 フェノール類について 当協会においては、【2001年版 上水試験方法】に従い平成13年度に吸光光度法の流れ分析法による一斉分析方式を採用しましたが、この流れ分析法はその分析工程において、サンプルのクロロホルムによる抽出／濃縮工程も不要であり、所定の精度の確保が可能です。検査法は4アミノアンチピリンによる吸光光度法ですが、蒸留処理工程を含め時間当たり20サンプルを一斉分析方式で問題なく稼働しています。特に処理効率の利便性において、昨年河川へのフェノール流出事故が発生した時、原水観測に多大な威力を発揮し、フェノールの単独測定モードで時間当たり50サンプルの高速測定で対応したことを特記しておきます。原水の管理、流出事故へのリスク管理の立場からも(案)で示されているGC-MS法/HPLC法による検査法のみに限定されることは水道行政を円滑に遂行するうえでも支障があると考えます。少なくとも吸光光度法は削除されないことを強く要望します。
378	H15.4.13	99	岩手県環境保全課 水道係	1 現在の監視項目から基準項目に移行するものについては、本県の水質管理計画における水質監視地点では概ねクリアされています。しかし、それ以外の水道において地域的な特性から、基準をクリアできない水道が存在した場合、水源の変更などの対応が早急には不可能な場合も推測されますので、対応に必要な経過措置期間及び新基準への対応に必要な特別財政支援を要望します。
379				2 本県では58市町村中40市町村が自主或いは共同検査施設により水質検査が実施されています。基準項目の追加に伴い、分析機器の整備が必要となる施設もあることから、これらの検査施設に対する特別財政支援及び整備に要するに十分な経過措置期間を要望します。
380				3 建築物の衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三条の三第一号において、空調設備等の用水として使用される水についても水道法の水質基準が適用されることとされています。水道法の水質基準が準用されている他法令への影響についても熟慮のうえご検討願います。

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
381	H15.4.13	99	岩手県環境保全課 水道係	4 省略不可項目の設定についても、水道事業者の裁量に委ねることを要望します。 水道事業者が事前に検査計画を公表し、住民の同意を得られるのであれば、全基準項目において検査頻度の設定ができるようにご配慮願います。(検査計画のガイドラインが示されることが前提にあります。)
382				5 本県では、保健所において、省略不可項目を飲用井戸の検査項目として住民からの依頼検査を受けていますが、省略不可項目の追加に伴い保健所の機器整備が必要になります。 ついては、保健所の機能強化のための財政支援について貴課から関係課への働きかけについて特段のご配慮をお願いします。
383				6 飲用井戸等衛生対策要領(衛水第12号生活衛生局長通知)において、飲用井戸の設置者に対し、省略不可項目及び有機溶剤の中から必要な項目を検査するよう定められていますが、基準改正後はこの要領を改正することになるのでしょうか？ 本県では、飲用井戸の設置者に検査の実施を指導する場合、基本的に省略不可項目と必要項目についての検査を実施するよう指導していますが、省略不可項目数の増加で検査料金の高騰が予測されることから、検査頻度の減少など井戸水の衛生管理の低下が懸念されます。 ついては、飲用井戸の設置者への検査実施の指導は、県の判断において現基準の省略不可項目を簡易検査項目として採用することに支障はないでしょうか？
384				7 本県は、現在約92万人が水道から給水を受けておりますが、内約55万人は減菌のみの処理による水道水を飲用しています。近年、そのような水道でクリプトの指標菌の検出事例がありました。法第22条に基づく措置としてクリプト対策が位置づけられた場合、全ての水道にろ過施設の設置が義務付けられることとなります。その場合、各事業者に財政的のみならず管理上の膨大な負担が増え、さらに料金の高騰の原因となりますので、慎重な検討をお願いします。
385	H15.4.13	100	仙台市水道局 給水部 水質検査課 水質第二係 主任 大沼 彦	①今回の水質基準改正においては、水道部会や水質管理専門委員会のメンバーのなかに 水道事業者が全く参加しておらず、実際に基準を遵守する立場の水道事業者の事情や意見などを取り入れる機会がなかったと考えられるが、その理由について教えてほしい。
386				②水質管理目標設定項目については、目標値の根拠と、必要検査頻度を明確に提示して もらいたい、また、要検討項目の取扱いは具体的にどのようになるのか？(特にダイオキシン類について)、さらに、水質管理目標設定項目、要検討項目が、今後基準項目へ 移行する見通しについてどのようになるのか、教示願いたい。
387				③基準項目の非イオン界面活性剤の0.02mg/lについては、現行のフェノール類 と同じく、定量下限値＝基準値であるが、今後、基準値の1/10の0.002mg/lまで測定できる分析方法の検討については考えているのか、教えてほしい。
388				④鉛についての採水方法はどのようになるのか、今までの流水か、今回提案されている 15分間滞留法で行うのか、後者の場合には、定期検査における採水がかなりの負担になると考えられるため、この際には必要な採水箇所数の基準を示していただきたい。
389				⑤基準項目のジエオスミンや2-メチルインボルネオールについては、基準項目として ではなく、水質管理目標設定項目とすべきではないか。また、基準項目となった場合でも、検査頻度として、これらのかび臭物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上の検査が必要とあるが、通常時の検査頻度の目安はどの程度とすべきなのか。
390				⑥臭素酸については、検査の省略が不可となっているが、分析用として、ポストカラム が必要となるため、実際の測定までには、機器の整備など、時間がかかることが予想される。猶予期間としてはどの程度、厚生労働省で考えているのか
391				⑦従来監視項目であった、ジクロロ酢酸やトリクロロ酢酸が基準項目となることはしか たがないとしても、今まで監視項目にもなっていなかったクロロ酢酸がいきなり基準項目となったのは実態調査結果によるものなのか、その理由を明確にしてほしい。
392	⑧水質管理目標設定項目として、対象農薬として示された101項目の農薬の中から、 実際に水道事業者で検査を行う場合の選択する基準についてご教示していただきたい。さらに、今までの「ゴルフ場使用農薬」の取扱い方が、今後、どのように変わるのか も合わせて教示願いたい。			
393	H15.4.13	101	宇治市水道部	1 GLP制度での、ISO導入については当市のような人員体制(正職員2名、嘱託1名)では、維持していくことは非常に困難であります。制度が確立されれば、外部の機関に委託せざるをえなくなり、自らが検査することによる日々積み上げられたデータに基づく、工程管理を始め市民への対応等の業務に支障をきたす事になりかねません。市民の信頼を得、正確な検査を実施していくためには、精度管理が欠かせないものであり、GLP制度の必要性は十分認識しておりますが、中小規模の水道事業者が対応しうる範囲での制度、管理体制の確立をお願いいたします。
394				2 検査方法について、吸光光度法が全て無くなり機器分析主体の検査方法となっております。当市では、2001年版上水試験方法による連続流れ分析計を3年度に分け導入し平成13年度より、シアン、フェノール、陰イオン界面活性剤の一斉検査が可能になったばかりです。今回の(案)により吸光光度法が使えなくなると、これまでの投資と新たな機器の導入という大きな出費を招きます。一斉検査のシアン、陰イオン界面活性剤の測定では、基準の1/10以下の測定が可能であり、フェノール測定でも工程管理には十分対応可能な測定方法であり、吸光光度法の復活を要望いたします。また、鉄の測定においても、機器分析法のみになり、1,10-フェナントリン法が削除されておりますが、測定範囲が広く、地下水を水源とし、除鉄が主目的の浄水場を有する当市のような事業所には、原水も浄水も同じ検査線で、簡便に計れる方法として1,10-フェナントリン法の復活を要望いたします。
395				3 基準の運用について、今回の(案)では、50項目全てが一律に取り扱われておりますが、現基準では、衛生的安全性の確保「健康に関連する項目」及び、基礎的・機能的条件の確保「水道水が有すべき性状に関連する項目」と分類され、運用に関する目安が明記されております。現基準と同様に新基準においてもこのような分類分けの復活を要望いたします。



意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
396	H15.4.13	102	飯塚市上下水道局	1 ジェオスミン及び2-メチルインボルネオールについて ・現在、当市貯水池である久保白ダム(明星寺宇治浄水場水源)は、比較的水質良好であります。しかしながら、ダム周辺に私有地が混在しているため、今後の生活雑排水の影響及び多目的ダムであるため、薬類の大量繁殖に対して対応に制限があることなどを考えますと、将来、このような汚染状況に万が一なった場合、改正基準(案)を守ることは難しいと考えられます。よって、改正基準(案)は、水質基準ではなく快適項目0.00001mg/lとして基準設定して頂きたいとご要望いたします。
397	H15.4.13	103	一関市水道部	1 陰イオン界面活性剤の検査方法について ・陰イオン界面活性剤は「合成洗剤の有効成分であるアルキルベンゼンスルホネートあるいはメチレンブルーによってクロロホルムに可溶性青色の錯化合物を形成するものである」(2001年版上水試験方法)と定義されており、水道水の泡立ちの原因となるものなので、表流水を水源とする当市では、重要な検査項目と位置づけ、メチレンブルーによる吸光光度法の原理に基づく、連続流れ分析法により陰イオン界面活性剤の検査を実施し、水質管理に役立てております。特に連続流れ分析法では、自動測定が可能であり、制度面、作業効率面で優れており、また、この方法はクロロホルムを使用するものの、装置自体は密閉系であり、検査員の安全衛生上問題がなく当市の水質検査業務に貢献しております。さらに、メチレンブルー吸光光度法においては、クロロホルムを使用しない方法も検討されているやに聞き及んでおります。今般の見直し案で採用されているhplc法では、5種類の標準品に該当する陰イオン界面活性剤についてのみの測定で、その総量を陰イオン界面活性剤として評価することになりますが、陰イオン界面活性剤の生産、使用実績からみて、その5種類だけで代表していいのか、ELISA法においては、酵素標識抗原試薬や1本ごとの抗体固定化試験管が所定の性能品質を保持しているとの確認はどのような形で確保されるかなどの疑念があります。このような状況を鑑みますと、今までのデータとの連続性の確保という面からも、陰イオン界面活性剤を総体で評価するメチレンブルー吸光光度法を削除されせんよう要望いたします。
398				1 地域性効率性を踏まえた水質基準の柔軟化について ・財政力の脆弱な事業者では、「柔軟化」を「規制緩和」と受け止め、財源が乏しいゆえに50項目の水質基準を安易に大幅に省略する可能性は否定できない。「水質検査計画」の公表後の検証はどの機関が行うのが明確にする必要があると思えます。
399	H15.4.13	104	全水道北信越地方本部	2 「自己検査体制」崩壊の懸念について ・比較的大規模な事業者では、今回の水質基準見直し(案)による検査項目の増加、検査機器の増加及び労力の確保については、対応できる可能性は高いと思われる。しかし、「自己検査体制」を現在まで必死に維持してきた中小規模の事業者では、逐次改正される水質基準に対して、柔軟な運用を図るための技術的・財政的基盤が低く、以下の問題が発生すると思われる。 ○新項目対応のための機器の購入に対する財政負担の増大 ○新項目の増大による人材の不足、検査技術の維持が困難、検査ノウハウの不足 ○分析に係る労力の増大による水質検査以外の他業務への影響 ○日々の検査業務に追われるために発生する精度管理の低下による需要家に対する信頼性の低下 以上のことなどから、中小規模の事業者の水質検査体制は崩壊し、安易な委託化に拍車がかかる可能性があり、「自前のは自ら検査する」という意欲が削がれる可能性があると考えられます。財政的補助等の拡大を考えた、何らかの対策が必要ではないかと思われま。
400				1 項目の追加について ・これまでの46項目から50項目に増えることは望ましいことと思えます。外国に比べるとまだ少ないようですが、一歩前進と思えます。
401				2 検査頻度について ・検査頻度についても全国一律から、地域性、季節性を考慮して検査の頻度を減らせることは対象者の経済的負担の軽減にもなり、また無意味な測定に試薬、エネルギーなどの無駄使いが減ることは好ましいことです。
402	H15.4.13	105	無類井建夫	3 検査方法について 高度な技術を必要とする危機分析の項目が増え、検査法の精密化が進むことは良いことですが、以下の点は非常に深刻な問題となります。 ・一つの項目に対して検査法が一法しか認められていない方法がかなりある。 ・基準値は変わらないのに従来の試験法が使用できなくなっているものがある。吸光光度法は1項目を残して使用できなくなっています。従来の吸光光度法にはいずれも問題はなく現状の基準値には十分対応できています。新しい検査法を導入するのは大いに賛成です。ただし、その方法だけに限定して選択の幅を狭めることは、現場の技術者は非常に不便を感じます。また検査をする側に必要以上に経済的負担を強いることとなります。特に精密な分析機器は故障することも考慮すべきであり、その折には吸光光度法は大いに役立ちます。まれまで使用できずすべての吸光光度法はぜひ今後も使用できるようにしていただきたく思います。 ・あまり(ほとんど)普及していない方法が、なぜか採用されています。どれほどのバックデータがあるかも示されずにその方法のみが採用され、全く問題のない吸光光度法が削除されるのはどのような意味があるのでしょうか。その理由についてはぜひ明白にすべきと考えます。 ・水質検査法の基本的考え方の中に、条件を満たす方法が複数ある場合は、可能な限り多く提示すること、とあります。今回の内容はこれに自ら反するように思えます。 ・猶予期間は長くとって頂きたいと思えます。設備投資は大きな負担になります。専用の機器が多く必要になるので、5,000万円をゆうに越える設備投資と分析技術者の増員が必要になります。この実体もご配慮して頂きたいと思えます。